

(新) 三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル
(暫定版)

平成27年7月

三 重 県

【目次】

1. 目的と背景	1
2. ツキノワグマの実態	1
(1) ツキノワグマの生態	1
(2) ツキノワグマの生息状況	1
(3) ツキノワグマの特徴	1
3. ツキノワグマを誤捕獲した場合の対処方法	2
(1) 誤捕獲発見直後の作業	2
(2) 放獣前の準備作業	4
(3) 放獣作業	4
4. ツキノワグマ出没時の対処方法	6
(1) ツキノワグマの目撃情報があった場合	6
(2) ツキノワグマが集落周辺へ出没した場合	6
(3) ツキノワグマによる人身被害があった場合、またはそのおそれがある場合	7
5. その他	7

1. 目的と背景

紀伊半島のツキノワグマは、環境省のレッドリストに「絶滅のおそれのある地域個体群」として位置づけられており、また、三重県指定希少野生動植物種に指定されている。ツキノワグマは、通常は、森林域を主な生息地としているが、生息域に隣接する人里まで出没することがある。

当県では、平成18年度以降、松阪以南を中心に目撃情報は年間平均10数件の報告があり、誤捕獲等の事例は、平成20年度に尾鷲市で2件、平成22年度に大台町で2件であったが、平成27年度には、これまで目撃情報がなかった、いなべ市、津市で各1件発生しており、県全域でのツキノワグマへの対応が必要となっている。

今後、ツキノワグマを誤捕獲した場合や出没した場合について、適切な対応方法の徹底を図ることを目的に本マニュアルを策定する。

2. ツキノワグマの実態

(1) ツキノワグマの生態

ツキノワグマは、東アジア、本州、四国の冷温帯落葉広葉樹林（ブナ林）を中心に生息し、木の実や若芽、草、昆虫などを餌とする。越冬場所としてブナや天然スギ、岩穴等を利用する。冬眠中に1～2頭を出産するが、紀伊半島では冬も活動する個体がいる。西日本では、生息環境の消失や捕獲圧により減少している。

（出展：「三重県指定希少野生動植物の指定」（三重県）のツキノワグマ保護指針から抜粋）

(2) ツキノワグマの生息状況

県内では、松阪市（旧飯高町）、大台町（旧宮川村）、紀北町（旧海山町）、尾鷲市、熊野市（熊野市、旧紀和町）に生息情報があり、これらの三重県南西部と奈良県南部、和歌山県北部にかけては、紀伊半島個体群として孤立した分布をしている。紀伊半島（三重・奈良・和歌山）における生息個体数は、約180頭と推定されている。

また、鈴鹿山系や養老山系においても、新たに生息が確認された。

（出展：「三重県指定希少野生動植物の指定」（三重県）のツキノワグマ保護指針から抜粋）

(3) ツキノワグマの特徴

- ・大きさ（成獣）：体長110cm～150cm、体重80～120kg
- ・感覚器官：聴覚；非常に優れている、嗅覚；非常に優れている、視覚；あまりよくない
- ・食性：植物性に偏った雑食性。ハチミツも好物

春～夏 ブナなど樹木の新芽、新葉、前年の堅果類落果物、キイチゴ類などの果実、ササ、タケ、エゾニュウ、イラクサ科の草本など。

夏 アリ、ハチなどの昆虫類、クロモジ、サルナシなどの果実類。

秋 堅果類（ミズナラ、コナラ、ブナ、クリなど）、ミズキ、カキ、など。

この他、アズキナシ、ウラジロノキなど晩秋まで残る果実類。

ツキノワグマの場合、動物食の割合は高くて、年間をなして10%程度であるが、魚や昆虫、動物の死体なども食べるほかに、罠にかかったイノシシを食べることもある。

・行動範囲：年齢や餌の分布と量によって変動する。無線標識を付けた個体の追跡調査から、およそ以下のようなデータが得られている。

オス：通常は、30平方キロから50平方キロ程度、まれに100平方キロを超える広い行動圏をもつ個体もいる。

メス：通常は、10平方キロから30平方キロ程度、まれに50平方キロ程度。

・活動：冬季（12月～4月ごろ）は、樹洞、土穴などで越冬。雪解け頃から活動する。繁殖（交尾）は、初夏。冬眠中2月頃に1頭あるいは2頭の子を出産する。子グマは生後1年半ほど母クマと行動を共にする。木登り、穴掘りなどのための力が強く、爪も発達している。人より早く走る。水泳も得意。明け方、夕方の活動が活発といわれるが、日中も活動している。

（出展：「クマ類出没対応マニュアル」（環境省）から抜粋）

3. ツキノワグマを誤捕獲した場合の対処方法

有害鳥獣捕獲許可や狩猟により設置したニホンジカ、イノシシ等の捕獲檻等にツキノワグマが誤捕獲された場合は、原則放棄とするが、人身被害が発生することも考慮し、緊急対応での銃器による対応も準備しておく。

この場合は、三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領により対応するものとする。

（1）誤捕獲発見直後の作業

① 連絡体制

有害鳥獣捕獲期間中にツキノワグマを誤捕獲した者は、許可権者であ

る市町に通報し、市町は、農林（水産）事務所、地元自治会、警察署及び地元獣友会に連絡し、農林（水産）事務所は、獣害対策課及びみどり共生推進課へ連絡する。

狩猟期間中にツキノワグマを誤捕獲した者は、農林（水産）事務所に通報し、農林（水産）事務所は、獣害対策課、みどり共生推進課、市町へ連絡する。市町は、地元自治会、警察署及び地元獣友会に連絡する。

市町、県などの関係機関は、別紙1の情報収集一覧表へ入手した情報を整理し共有するとともに、別紙2の対応事項チェック表に基づき対応する。

農林（水産）事務所は、年度当初に管轄する市町等の連絡先一覧表を作成する。

② 現場の確認

農林（水産）事務所は、市町、地元獣友会とともに捕獲檻の設置者の立ち会いのもと、適法かつ安全な捕獲檻であるかどうか、地域住民への安全性が確保されているかどうかの確認を行う。

③ 協議

獣害対策課は、農林（水産）事務所、市町、関係自治会等で、ツキノワグマの放獣先・安全対策・立入規制等について協議を行う。

④ 放獣場所の条件

- ・県は、放獣作業には危険が伴うため、誤捕獲した者に代わって、放獣作業等を行う。
- ・放獣場所は、原則として、誤捕獲された市町内において放獣することとし、原則、捕獲地点と同一山系の各集落から2km以上離れており、人家、農地、遊歩道等がない森林とする。
- ・農林（水産）事務所と市町は、放獣を迅速に進めるため、年度初めに放獣場所及び一時保護場を調査しておくこととする。
- ・即日、放獣が出来ず、誤捕獲した場所の安全が確保出来ない場合は、クマ用捕獲檻により山中の安全な場所に一時保護する。

⑤ 作業体制の確認

- ・獣害対策課は、クマに対する知識と放獣経験を有する放獣作業業者を毎年、年度初めにリストアップしておく。
- ・獣害対策課は、放獣作業業者へ連絡し、現地での麻酔処理から発信機

の装着、放獣を指示する。

- ・市町は、放獣作業の安全確保のため、地元猟友会に連絡し、有害鳥獣捕獲許可（銃器）の申請を依頼する。
- ・農林（水産）事務所は、情報共有のため、受持区域の鳥獣保護管理員に連絡する。
- ・作業は、放獣作業業者、県、市町、地元猟友会の必要最小限の人数とする。
- ・市町、県などの関係機関は、別紙3の作業当日メモに従い、役割を明確にして行う。

（2）放獣前の準備作業

① 麻酔処理

- ・放獣作業業者は、獣害対策課の立ち会いのもと、吹き矢等による麻酔の処置を行い、麻酔処理後、性別の判定、体重の測定、個体の撮影等を行う。また、DNA検査が可能なように検体（血液等）を採取するとともに、マイクロチップと耳標を装着する。

② 発信機の装着

- ・獣害対策課は、住民の安心・安全を確保するために、市町、地元自治会が求める場合には、人里へ接近しないかを確認するための発信機を放獣作業業者へ指示し、装着する。

③ 運搬の方法

- ・獣害対策課は、クマ用檻へ移し替えた後、軽トラック等運搬車両の荷台に檻ごと積み込み、ロープで荷台に固定する。運搬時にクマが脱出しないよう捕獲檻の扉を厳重にロックする。また、作業にあたる者は、不測の事態に備えカプサイシングスプレーを携帯する。
- ・運搬時には、直接クマの観察ができないため、同乗の助手が助手席から常時檻の様子を見ながら運搬する。
- ・日中、直射日光を受け長距離を運搬するときは、檻内が暑くなりクマが熱中症となるなどの危険があるため、シートで覆う。

（3）放獣作業

① 放獣の方法

放獣作業業者は、獣害対策課の立ち会いのもと、次の放獣作業を行う。

- ・檻は、クマの逃げ道が確保されている場所に設置する。逃げ道の方

向に檻の出口を向ける。

・檻を開くときは、車内からロープを使って、檻の扉を開ける作業方法、滑車などを利用する。檻から脱出後、人を攻撃する個体もあるので、檻を開く場合は車の荷台などで待機せず、必ず全員車の中に入った状態で行う。

・クマはいったん藪に隠れてから攻撃することがあるので、クマが付近にいないことを確認しない場合は車外に出ない。必要に応じてロケット花火や爆竹等を発射して追い払う。発信器を装着した場合、受信強度によりクマの遠近を確認する。

・放獣直後2時間程度（クマが落ち着くと思われる時間）は、放獣地点やクマに人が近づかないよう警戒する。付近で人が確認されたときは危険を周知し、避難を呼びかける。

・夜間や濃霧など視界の利かないときには、放獣しない。

② 学習放獣

放獣作業業者は、獣害対策課の立ち会いのもと、原則、次の方法によって学習放獣を行う。ただし、学習放獣の内容及び方法は、クマの状態を考慮して、放獣作業業者の判断によって実施する。

・放獣直前に檻の中でクマが完全に覚醒した状態を確認し、自分より人間の方が優位であると思わせるため、檻に入っているクマに向かって人間や犬が大声で怒鳴るなど威圧する。

・人間を見たら避けるという認識を確実に持たせるためには、声や音（爆竹、花火弾）などの刺激を与えると同時に、パチンコやゴム弾を使って痛みを感じさせる。

・カプサイシンスプレーを噴射する場合は、檻に対する忌避反応を持たせないようにするため、檻から出て逃走するときに行う。

・スプレーを噴射する者は、檻の出口付近に配置した車から腕だけを出して吹きかけるなど実施者の安全を確保するとともに、マスク及びゴーグルを装着し、カプサイシンが自分にかかるよう風向きに注意して噴射する。

③ 地域への周知

・獣害対策課は、市町と情報共有し、市町は、関係自治会への周知を行う。また、放獣後は、放獣場所に隣接する農林（水産）事務所へ、放獣したことすみやかに通知し、通知を受けた農林（水産）事務所は、管内の関係市町へ通知する。隣接県へは、獣害対策課が行う。

④ 放獣後のツキノワグマの確認

・住民の安心・安全を確保するために発信器を装着し放獣したツキノワグマについては、原則、放獣後1週間、集落等に接近していないかどうかを県、市町、地元自治会等が受信機により確認する。また、再度目撃情報や痕跡があった場合においても、県、市町、地元自治会等が受信機により確認する。

4. ツキノワグマ出没時の対処方法

通報を受けた場合、農林（水産）事務所は、人身被害等の発生の有無、被害拡大の可能性を判断するための内容を聞き取り、以下により対応を行うとともに、市町、警察署へ連絡し、情報の共有化を図るとともに、迅速な対策を実施する。

(1) ツキノワグマの山中で目撃情報があった場合

具体例：山中や山中の道路沿いでの目撃、山中での痕跡（糞、足跡、爪痕等）の発見

対策：①目撃情報を受けた市町は、農林（水産）事務所へ連絡する。
②農林（水産）事務所は、市町とともに情報収集に努めながら、市町を通じて地元自治会へツキノワグマの目撃情報等を提供するとともに、ツキノワグマを誘引する物（生ゴミ）などを置かないよう注意を呼びかける。
③農林（水産）事務所は、市町を通じ、登山道の管理者に対し、入山者に対して鈴・ラジオの携帯励行、単独で行動しないことの注意を促す看板の設置を要請する。

(2) ツキノワグマが集落周辺へ出没した場合

具体例：果樹園、養蜂巣箱、ゴミ捨て場など人の活動域における出没、又は痕跡の発見

対策：①目撃情報を受けた市町は、農林（水産）事務所へ連絡する。
②農林（水産）事務所は、市町、地元自治会、地元獣友会及び警察署とともに、注意喚起及びパトロールを行う。
③農林（水産）事務所は、市町とともに情報収集に努めながら、市町を通じて地元自治会にツキノワグマの目撃情報等を提供するとともに、ツキノワグマを誘引する物（生ゴミなど）を置かないよう注意を呼びかける。
④市町は、通学路等が近くにある場合には、学校等の関係者と連携を図り、児童生徒の安全確保に努める。

⑤農林（水産）事務所は、市町や地元自治会と有害鳥獣捕獲許可による捕獲等が必要かどうかの協議を行い、必要な場合は、三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき許可を行う。

(3) ツキノワグマによる人身被害があった場合またはそのおそれがある場合

具体例：人に危害を与えた個体、人家周辺に頻繁に出没する個体

対策：①市町は、農林（水産）事務所へ連絡する。

②市町は、地元獣友会と緊急に捕獲体制をとり、三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき捕獲等を実施する。

③農林（水産）事務所は、市町、地元自治会、地元獣友会及び警察署とともに、注意喚起及びパトロールを行う。

④市町は、通学路等が近くにある場合には、学校等の関係者と連携を図り、児童生徒の安全確保に努める。

⑤農林（水産）事務所は、市町とともに情報収集に努めながら、市町を通じて地元自治会へツキノワグマの目撃情報等を提供するとともに、ツキノワグマを誘引する物（生ゴミなど）を置かないよう注意を呼びかける。

5. その他

- ・このマニュアルは、平成27年7月1日より運用する。
- ・このマニュアルによりがたい場合は、別途、関係機関協議のうえ決定する。
- ・マニュアルの内容は、隨時必要な修正・追加を行い、ツキノワグマに対して、より安全で安心できる対応マニュアルとする。

(別紙1)

○ 情報収集一覧表				
発見	氏名		連絡先	
	日時		場所	
市町	担当者氏名		所属	
	連絡を受けた日時		連絡先	
県農林(水産) 事務所	檻の設置者氏名		狩猟免許番号	
	有害捕獲許可		許可期間	
位置図・写真(*速やかに送付)				
県農林(水産) 事務所	担当者氏名		所属	
	連絡を受けた時間		連絡先	
獣害対策課 みどり共生推進課	担当者氏名			
	連絡を受けた時間		連絡先	
委託者	担当者氏名		委託会社名	
	連絡先			
連絡した時間				
獣友会	担当者氏名		所属	
	連絡を受けた時間		連絡先	
警察	担当者氏名		所属	
	連絡を受けた時間		連絡先	

(別紙2)

[対応事項チェック表]

[市町用]

対応事項	対応内容	チェック
(1) 誤捕獲発見直後の作業 ①連絡体制	・有害期間中：誤捕獲した者から通報を受け、農林（水産）事務所、地元自治会、警察署、地元獵友会へ連絡する。	
	・狩獵期間中：農林（水産）事務所から連絡を受け、地元自治会、警察署、地元獵友会へ連絡する。	
②現場の確認	・農林（水産）事務所と地元獵友会、捕獲檻の設置者立ち会いのもと、安全な捕獲檻かどうかの確認を行う。	
③協議	・農林（水産）事務所、関係自治会で放獣先・安全対策・立入規制等について協議を行う。	
④放獣場所の条件	・農林（水産）事務所と年度初めに放獣場所と一時保護場を調査しておく。	
⑤作業体制の確認	・地元獵友会に連絡し、有害鳥獣捕獲許可（銃器）の申請を依頼する。	
(3) 放獣作業		
③地域への周知	・放獣する関係自治会へ通知する。	
④放獣後の確認	・放獣後1週間及び再度の目撃情報や痕跡があつた場合、受信機により確認する。	

[農林（水産）事務所用]

対応事項	対応内容	チェック
(1) 誤捕獲発見直後の作業 ①連絡体制	・有害期間中：市町から連絡を受け、獣害対策課、みどり共生推進課へ連絡する。	
	・狩獵期間中：誤捕獲した者から通報を受け、獣害対策課、みどり共生推進課、市町へ連絡する。	
②現場の確認	・市町と地元獵友会、捕獲檻の設置者立ち会いのもと、安全な捕獲檻かどうかの確認を行う。	

③協議	・市町、関係自治会で放獣先・安全対策・立入規制等について協議を行う。	
④放獣場所の条件	・市町と年度初めに放獣場所と一時保護場を調査しておく。	
⑤作業体制の確認	・受持区域の鳥獣保護管理員に連絡する。	
(3) 放獣作業	・隣接する農林（水産）事務所へ放獣したことを通知する。通知を受けた農林（水産）事務所は、管内の関係市町へ通知する。	
③ 地域への周知		
④ 放獣後の確認	・放獣後1週間及び再度の目撃情報や痕跡があった場合、受信機により確認する。	

[本課用]

対応事項	対応内容	チェック
(1) 誤捕獲発見直後の作業		
④ 放獣場所の条件	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、誤捕獲された市町内で放獣する。 即日、放獣が出来ず、誤捕獲した場所の安全が確保出来ない場合は、クマ用捕獲檻により山中の安全な場所へ一時保護する。 	
⑤ 作業体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 「放獣作業業者」を毎年、年度初めに選定しておく。 「放獣作業業者」へ現地での麻酔処理から発信機の装着、放獣を指示する。 	
(2) 放獣前の準備作業		
① 麻酔処理	・「放獣作業業者」が行う麻酔処理に立ち会う。	
② 発信機の装着	・市町・地元自治会が求める場合には、放獣作業業者へ発信機を装着させる。	
③ 運搬の方法	・クマを檻へ移し替え、軽トラック等運搬車両の荷台に檻ごと積み込み、運搬する。	
(3) 放獣作業		
① 放獣の方法	・放獣作業業者による放獣作業に立ち会う。	
② 学習放獣	・放獣作業業者による学習放獣に立ち会う。	
③ 地域への周知	<ul style="list-style-type: none"> 放獣する市町へ事前に通知する。 放獣後、隣接県へ通知する。 	

(別紙3)

○ 作業当日メモ

1 集合日時

2 集合場所

関係機関	担当所属	担当氏名	役割(例)
市町		1	現地確認
		2	地元調整
		3	現場調整
		4	現場整理
		5	連絡係
県庁		1	捕獲檻等の用意
		2	放獣作業業者案内
		3	運搬
		4	麻酔・放獣等立会
		5	連絡係
農林(水産)事務所		1	現場確認
		2	現場調整
		3	現場整理
		4	連絡係
		5	写真係
鳥獣保護管理員		1	現地対応
		2	現地対応
獣友会		1	安全確保
		2	安全確保
		3	放獣対応
警察		1	安全確保
		2	安全確保
		3	安全確保

